

37	産業労働局	業務内容の変更に当たり、仕様書及び契約金額を変更すべきもの	農林水産部が契約している「令和2年度多摩産地付産給情報システム現地実証等業務委託」において、受託者の報告書を見たところ、 ① 仕様書では、2か所の森林について地上波レーザー計測を行い、 （公財）農林水産部農研財団が別途実施している毎木調査結果と比較検証を行っていることとされているが、檜原村南郷では実施しておらず、青梅市梅郷の1か所についてのみ比較検証が行われている。 ② 仕様書によれば、地上波レーザー計測により得られたデータを毎木調査結果と比較検証することとなっているが、既存の航空レーザー計測のデータとの比較検証を実施している。 ③ 青梅市梅郷において、仕様書に定めがない10本の立木の実測と、地上波レーザー計測データとの単木単位の比較を実施している。 ④ ①については、仕様書で定めた業務を受託者が一部実施していないもの、②及び③は仕様書に記載のない業務を受託者が実施しているものである。部は、仕様書の内容も契約金額も変更しないまま、仕様書のとおり業務を履行していないことを看過していることとなり、適正でない。 部は、受託者に対し、仕様書の内容とおり業務を履行するよう委託管理を変更する必要がある場合には、仕様書を変更し、変更内容に応じた契約金額によって契約を変更された。
			農林水産部が契約している「令和2年度多摩産地付産給情報システム現地実証等業務委託」において、部は、現地調査の実施箇所については主伐予定地を巡り、（公財）農林水産部農研財団が直近で実施した伐採前の毎木調査結果と地上波レーザー計測データとを比較して精度を検証した上、伐採後の原木の材積（体積）と比較する予定であった。しかしながら、部は、伐採の実施予定を把握していなかったため、結果的に、檜原村南郷において地上波レーザー計測を実施させることができなかった。部は、主伐の実施予定を把握し、工程管理を適切に行われた。
			農林水産部が契約している「令和2年度多摩産地付産給情報システム現地実証等業務委託」において、部は、現地調査の実施箇所については主伐予定地を巡り、（公財）農林水産部農研財団が直近で実施した伐採前の毎木調査結果と地上波レーザー計測データとを比較して精度を検証した上、伐採後の原木の材積（体積）と比較する予定であった。しかしながら、部は、伐採の実施予定を把握していなかったため、結果的に、檜原村南郷において地上波レーザー計測を実施させることができなかった。部は、主伐の実施予定を把握し、工程管理を適切に行われた。

39	産業労働局	1 予算の編成・執行に当たり契約目録の積算と契約金額の変更を適正に行うべきもの	農林水産部が契約している「令和2年度多摩産地付産給情報システム現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の単価に、より積算すべきところ、産給情報システム実証等業務委託は1予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジニア等の単価により、契約自価額を算定している。 しかしながら、委託内容にはシステムエンジニアでは実施できない地上波レーザー計測作業等が含まれていることにより、契約自価額の積算が適正か確認できないことは適正でない。 部は、契約自価額の積算及び契約金額の変更を適正に行われた。
			農林水産部が契約している「令和2年度多摩産地付産給情報システム現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の単価に、より積算すべきところ、産給情報システム実証等業務委託は1予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジニア等の単価により、契約自価額を算定している。 しかしながら、委託内容にはシステムエンジニアでは実施できない地上波レーザー計測作業等が含まれていることにより、契約自価額の積算が適正か確認できないことは適正でない。 部は、契約自価額の積算及び契約金額の変更を適正に行われた。
			農林水産部が契約している「令和2年度多摩産地付産給情報システム現地実証等業務委託」において、部は、毎木調査等について普通作業員等の単価に、より積算すべきところ、産給情報システム実証等業務委託は1予算により執行するものであるため、全ての業務について、システムエンジニア等の単価により、契約自価額を算定している。 しかしながら、委託内容にはシステムエンジニアでは実施できない地上波レーザー計測作業等が含まれていることにより、契約自価額の積算が適正か確認できないことは適正でない。 部は、契約自価額の積算及び契約金額の変更を適正に行われた。

40	中央卸売市場	競争性を確保する方法により購入契約を行うべきもの	地方公共団体の契約は、原則、一般競争入札の方法によるものとされ、地方自治法施行令に該当する場合に限り、随意契約によることができる。とされている。 ところで、食肉市場における潤滑油の購入について見たところ、同一の製品が含まれた購入契約を約1か月ごとに行っており、それぞれの契約における予定価格が30万円未満であるとして、単数見積りによる随意契約により購入している。 東京卸売市場事務規則では、「随意契約による」とするときは、（中略）なされるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とされている。また、「1知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについては、「随意契約のうち予定価格が三十万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。（中略）単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと」とされている。 このことから、随意契約においても競争性の確保が求められており、場が、本件潤滑油を単数見積りによる随意契約で購入していることは、適切でない。場は、競争性を確保した契約方法により購入契約を行われた。
			地方公共団体の契約は、原則、一般競争入札の方法によるものとされ、地方自治法施行令に該当する場合に限り、随意契約によることができる。とされている。 ところで、食肉市場における潤滑油の購入について見たところ、同一の製品が含まれた購入契約を約1か月ごとに行っており、それぞれの契約における予定価格が30万円未満であるとして、単数見積りによる随意契約により購入している。 東京卸売市場事務規則では、「随意契約による」とするときは、（中略）なされるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とされている。また、「1知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについては、「随意契約のうち予定価格が三十万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。（中略）単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと」とされている。 このことから、随意契約においても競争性の確保が求められており、場が、本件潤滑油を単数見積りによる随意契約で購入していることは、適切でない。場は、競争性を確保した契約方法により購入契約を行われた。
			地方公共団体の契約は、原則、一般競争入札の方法によるものとされ、地方自治法施行令に該当する場合に限り、随意契約によることができる。とされている。 ところで、食肉市場における潤滑油の購入について見たところ、同一の製品が含まれた購入契約を約1か月ごとに行っており、それぞれの契約における予定価格が30万円未満であるとして、単数見積りによる随意契約により購入している。 東京卸売市場事務規則では、「随意契約による」とするときは、（中略）なされるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」とされている。また、「1知事が指定する契約」の指定及び単数見積りの取扱いについては、「随意契約のうち予定価格が三十万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。（中略）単数見積処理を行うために、安易に契約を分けるなどの扱いは慎むこと」とされている。 このことから、随意契約においても競争性の確保が求められており、場が、本件潤滑油を単数見積りによる随意契約で購入していることは、適切でない。場は、競争性を確保した契約方法により購入契約を行われた。

41 中央御売市場	仲卸業者等に係る保証金の額の算定を通じて行うべきもの	市場は、東京都中央御売市場条例及び同条例施行規則（以下「条例等」という。）に基づき、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者（以下「卸売業者等」という。）が納付すべき市場使用料を納付しない場合等に備え、卸売業者等に保証金を預託させている。事業者等（以下「仲卸業者等」という。）に係る保証金の額は、前年の販売金額に占める販売金額に相当する額と見做すこととし、その結果に基づき、保証金の額を決定している。 ところで、販売金額について確認したところ、表計算ソフトの数式の誤りにより、年間の販売金額の集計に誤りが生じており、追加預託を要する事態となっている。 場は、仲卸業者等に係る保証金の額の算定を適切に行うとともに、不足が生じている額の追加預託を求められた。部は、各場が保証金に関する事務を適切に行うよう指導された。
42 建設局	河川法に定める土地占有料の徴収を適正に行うべきもの	河川区域内の土地の占有の許可を受けた者が電線やガス管（以下「管」という。）を張りよう等に添架する場合、管を支える支持物も含めた最大幅員に延長を乗じて得た面積を占有面積とし、1㎡当たり占有面積を乗じて土地占有料を算出し徴収することとされている。 ところで、南多摩東部建設事務所において、橋りょうに添架されている占有物件について見たところ、土地占有料の算定根拠となる占有面積が誤っていたため、徴収金額が過少となっていたことが認められた。所は占有料の徴収を適正に行われた。

場は、令和3年度市場保証金の確定において、年間の販売金額の正確な集計を行い、令和2年度に預託不足が生じた額の補正を受けた。【2-1】

場は、令和3年2月の事務担当者打合せにおいて、令和3年度の保証金算定から、水産農産品課では、販売金額集計に当たって正副担当及び課長代理による複数チェックを行い管理課に報告し、管理課では、集計結果一覽と売上高割使用料調定依頼書の突合を行うこととでチェック体制を強化することとし、実施した。【2-2】

部は、令和3年度市場保証金の確定に際して、各市場場長宛て、令和3年2月10日付通知文により、保証金の算定の基となる販売金額が使用料調定の算定の基となる販売金額と差異がないか確認するとともに、記録資料を提出するよう周知した。【2-2エ】

43 建設局	単価契約工事において、積算基準の趣旨に沿った見積書を提出するよう、各現場に指導を徹底すべきもの	所は、道路・橋りょう等の一般交通に支障をきたさないよう管理するため、即時仕込みあり、小規模な工事を対象として、単価契約工事を各建設事務所等において締結している。そこで、各所の単価契約工事の工種の設定にについて見ると、維持補修に必要な材料が極めて多種にわたったり、標準的な仕様でない舗装等は、単価を定めることができていない。 このため、道路管理課は、「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」を作成し、工種として単価を定めていないものについて、①積算基準において標準単価を作成している場合は標準単価を適用し、②積算基準にない場合は積算単価を適用し、③標準単価、物品賃料の単価を、④標準単価、物品賃料のいずれにもない場合には見積書により単価を設定することとしている。これらにより単価を設定した場合は、「特殊製品組合せ費（10万円相当工事）」のように金額のみを定めた単価を組み合わせて、材料品の経費を支払っている。 しかしながら、単価契約工事における見積書の徴収状況について確認したところ、材料品のメーカーや販売店からではなく、単価契約工事の受注者から見積書を徴収している状況が見受けられ、実態に近い価格を把握することを目指すとする積算基準の趣旨に沿っていない。 部は、単価契約工事において、積算基準の趣旨に沿った見積書を徴収するよう、各所に対する指導を徹底された。
44 建設局	単価契約工事を通じて運用すべきもの	第三建設事務所は、事業地管理工事単価契約により、事業地の橋の取替等を実施している。ここで、用地担当者からネットフェンスの設置の依頼は舗装構造物が決まってから後日受けたとして、ネットフェンスの設置と防護舗装とを別々に指示していた。写真を見ると、ネットフェンス設置については指示を受けた後、防護舗装の指示日まで着手しておらず、防護舗装と同時に作業を進めており、除草及び基地後にネットフェンスの支柱の基礎を造成し、この基礎を避けて舗装し、最後にネットフェンスを設置するという一連の手順で進められていることが認められた。 したがって、防護舗装の決定時期について調整の上、ネットフェンスの設置及び防護舗装を同時に指示することが合理的であり、1件の指示で実施する場合には、単価契約の1件当たりの発注限度額を超えていることから、総価契約により実施すべきであったものであり、単価契約により対応したことは適切でない。 所は、単価契約工事を適正に運用されたい。

道路管理課は、令和4年1月21日付通知文により、単価契約工事において特殊製品組合せ費を用いる際には、メーカーや販売店から直接見積りを徴収することを徹底し、積算基準の趣旨に沿う必要がある旨、各建設事務所等に周知徹底した。【2-2エ】

第三建設事務所は、令和3年4月22日に開催した課長代理会において、指摘内容を関係者に周知し、注意喚起を図った。

道路建設課は、令和3年5月11日に開催した第三建設事務所工事第一課との関係調整の全職員に周知し、指図内容を関係部署に周知した。【2-2エ】

所は、令和3年6月10日及び11日に開催した所内会議において、事業地管理課と工事第一課とで工事内容の確認、工事費の算出及び受注方法等を調整するよう、取り決めた。【2-2ウ】

45	建設局	河川維持工事単価契約の運用に係るもの	各建設事務所は、設計を行った上で競争入札する総価契約工事では対応困難な即時性があり、小規模な工事を対象として、河川維持工事単価契約工事を締結している。	北多摩北部建設事務所は、令和2年度に河川維持工事単価契約を締結し、令和2年9月に測量を指示している。この測量は、「河川管理施設等点検業務委託」（令和元年11月7日から令和2年2月28日）により、令和元年11月29日に行った点検において、柳瀬川で鋼矢板護岸前面の河床が広範囲に洗掘（水洗で河床が削られること）を受けていることが判明し、補修工事の設計に必要な現況を把握するために行ったものである。	北多摩北部建設事務所は、「河川事業に係る単価契約運用の手引き」（東京都建設局河川部）に基づき、管内河川の特性を反映した「単価契約実施想定項目」を令和3年9月に作成した。【2-ウ】
			所は、令和3年度末の治水時期にしゅん工するためには測量による現況把握を単価契約工事により即時に行う必要があるとしている。	令和3年9月14日に工事第二課内で会議を開催して、「単価契約実施想定項目」を参照して、案件ごとに即時性及び再現性（点検性）を見極めながら、単価契約運用を厳密に行うよう周知した。【2-エ】	
			しかし、点検結果報告後の速やかな確認をせず、点検日から9か月後、委託の報告期限から6か月後に測量の指示を行っており、即時性があるとはいえない。	所は、河川維持工事単価契約の運用を厳密に行われたい。	
46	建設局	借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行うべきもの	道路建設部は、職員がパソコンを持ち出す際の通信障害確保のため、モバイルルーターを借り上げる契約を締結している。	道路建設部は、令和4年1月24日開催の管理理契約担当若者会において、納品時の履行確認に当たっては検査員に加えて工事担当職員による複数チェックを行うことを取り決め、履行確認を徹底するように課内担当者に周知した。【2-ウ、2-エ】	
			この契約の仕様書によれば、借り上げるモバイルルーターの最大通信速度は、インターネット上からデータを受信する（下り）速度が最大150Mbps以上、インターネット上にデータを送信する（上り）速度が最大30Mbps以上であることが要求されているが、部に納入されたモバイルルーターの仕様を見たところ、最大通信速度が、下り最大75Mbps、上り最大25Mbpsであることが認められた。		
			部は、借り上げた物件の納入時における履行確認を適正に行われたい。		

47	建設局	河川の植栽管理に係る委託契約を適正に行うべきもの	南多摩東部建設事務所は、河川の植栽管理について委託契約を締結している。本契約では、契約時に図面により指示した緑地面積を契約数量として、草刈り及びせん定を実施し、緑地面積について、受託者が作業実施前に計測した数量に相違があった場合、所は、軽微な変更であれば、「街路樹等維持標準仕様書（緑地管理編）」の規定に基づき、契約変更手続は行わず、受託者に作業実施数量についての承諾申請書を提出させ、所が承諾を行えば、受託者に契約数量ではなく作業実施数量で作業を実施させることとしている。	南多摩東部建設事務所は、令和3年4月13日に工事課課長代理会を開き、最新の計測値を基に受給予定数量を算出し発注すること、数量がかい離する場合は契約変更等の対応をすることについて周知徹底を行った。【2-エ】
			ところが、所が契約時に指定した契約数量と受託者が計測を行った作業実施数量にはかい離がある。また、作業実施数量が増加した場合でも、契約金額の変更が行っていないが、契約時の単価により換算すると増加金額が数十万円となる案件もある。これは、所が契約時に最新の情報に基づいた緑地面積を契約数量として設定すべきところ、緑地面積の厚直しを行っていないことによるものである。	令和3年度6月9日以降に締結した令和3年度の植栽管理委託契約に当たっては、令和2年度に受託者が計測、実施した作業数量の実数値を基に数量を定めた。【2-イ】
			しかしながら、委託契約（総価契約）は、本来、確定された内容で契約締結すべきものであり、所が緑地面積の見直しを行わずに契約を行ったことは適正でない。	
48	建設局	工作物等の移転に当たり、設置者に通知を行うべきもの	南多摩東部建設事務所は、事業地管理工事（その1）を単価契約により実施しており、施工内容及び工事写真を確認したところ、民有地の塀の上部フェンスを高さ60cmから高さ80cmへ取り換えているものが見受けられた。	南多摩東部建設事務所は、令和3年4月13日、工事課で課長代理会を開催し、測量担当が土地所有者に通知する設計担当の算出した計画高と測量担当が実測した地盤高、計画高と地盤高との高低差について、水準測量簿からの転記事項や計算結果等に誤りがないか、設計担当の職員及び測量担当の職員の双方で複数チェックを行うことを通知書面に複数チェックの確認欄を追加し、周知した。【2-ウ、2-エ】
			その後、所が道路工事を施工したところ、Aから、150cmを予定していた塀の高さが130cm程度となっていたと連絡があった。その原因を調査したところ、前面道路の計画高とA所在地との境界点における現況高との高低差をAに通知した際に、測量担当が水準測量簿から転記する数値について、境界点5点のうち4点が誤っていたためであると認められた。	
			工作物等の移転に当たっては、移転後の工作物等の高さについては、移転後の工作物等の利用や道路の安全に関わることから、設置者に対する的確に通知を行う必要があったにもかかわらず、所は通知内容を照っており、適正でない。	

51	建設局	河岸草刈り委託契約において、草の生育状況に於いて適切に委託内容を決すべきもの	北多摩南部建設事務所は、野川の河岸草刈りについて委託契約を締結している。 本契約では、散策路として利用されている高水敷は、年3回の草刈りを行うこととしている。実施状況について、第2回と第3回の作業は、2週間から1か月という非常に短い間隔で実施していた。また、作業記録写真を確認したところ、第3回の作業については、草が生育していないにもかかわらず、草刈り作業を実施している状況であった。 このことについて、所は、例年、本契約は5月から11月の約6か月間を契約期間としていたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応として、財務局通知に基づき、契約手続が後倒しとなり、契約期間が8月から11月の約3か月間となったため、作業実施日が近接したとしている。 しかしながら、草刈りの間隔が確保できない場合は、作業実施回数を例年どおりの3回ではなく2回とするなど、草の生育状況に応じて委託内容を決定すべきであり、草刈りが不要な状況にもかかわらず受託者に作業を実施させることは適切でない。 所は、河岸草刈り委託契約において、草の生育状況に応じて適切に委託内容を決定された。
52	建設局	公園施設改修工事に係る契約変更手続を通すもの	北多摩南部建設事務所は、野川の河岸草刈りにおいて、令和3年度契約の仕様記述は後者で、「草刈り作業は、草の生育状況に応じて適切に実施回数等を変更する」旨の記載を追加した。【2-エ-1】 令和3年8月3日、課内会議を開催して、契約期間中の高水敷の草刈り作業実施に当たっては、草刈り作業開始前に草刈りが必要な草の生育状況であることを確認することを取り決めた。【2-エ-2】 また、契約時に契約期間や草の生育状況に応じて適切な実施回数を設定すること等を担当者及び担当課長代理の事務引継書に追記した。【2-エ-3】 東部公園緑地事務所は、令和3年3月23日に工事課内会議を開催し、指摘通告及び通正な契約事務手続について周知した。 令和4年1月4日に所内課長会を開催し、各課に対して指摘通告について周知し、適正な事務手続を徹底するよう指示することにより、再発防止を図った。 令和4年1月4日、工事課内会議を開催し、指摘通告について再度周知するとともに、同様の施設維持契約について適正に進められているかの確認を行った。【2-エ-4】

53	港務局	月額リース料及び保守料を個別に記帳した内訳を契約の相手方から徴取すべきもの	港務経営部は、港務統計システム用機器等の借入れ契約を締結しており、システム仕様書標準作成手順書に基づき、仕様書に、「契約締結後、速やかに月額リース料及び保守料の明細を記載した貸借内訳書、月別支払額内訳書を作成、提出すること」と定めている。しかしながら、契約書添付の内訳書を見たところ、月額リース料及び保守料を個別に記載せず、これらを合算した金額が記載されており、内訳が示されていないことは、適正でない。部は、仕様書に基づき、月額リース料及び保守料を個別に記載した内訳を契約の相手方から徴取されたい。	令和3年10月28日に、月額リース料及び保守料を個別に記帳した内訳を契約の相手方から受領した。【1-エ】 令和4年1月19日付通知文により、総務部から局内関係部所に本件指し振主旨及び再発防止の取組を周知し、注意喚起を行った。【2-エ】
54	東京消防庁	物品の購入に係る契約事務を適正に行うべきもの	地方自治法施行令及び東京都契約事務規則では、財産の買入れについて隨意契約にすることができるとして、予定価格が160万円を超えないときと定めている。また、施行令では、緊急の必要により競争入札に付することができないときは隨意契約にすることができると定めている。ところで、予防部では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を目的として消防施設試験訓練習場の会場等に設置するため、仕切り板及び固定足を購入している。この契約手続について見たところ、契約前置である総務部は、予定価格が160万円を超えている隨意契約を行っていた。このことについて確認したところ、工事、設計等委託及び物品買入れ等の契約事務手続きについて「及び「緊急事態措置の実施期間延長に伴う今後の契約事務手続きについて」により、新型コロナウイルス感染症への対応に係る調達であり、かつ、緊急を要するものについては、施行令第167条の2第1項第5号の隨意契約にすることができるとされていることから、隨意契約による契約手続を行ったとしている。しかしながら、①本件は用品の購入であること。②令和2年8月11日の購入意思決定の際に納入期限を2か月後の10月30日としており競争入札の方法により契約手続を行うことが可能であったことから緊急性があるとは認められず、同号を根拠として隨意契約を行ったことは適正でない。部は物品の購入に係る契約事務を適正に行われたい。	令和4年1月28日付通知文「適正な契約事務の執行について（通知）」により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を根拠とする隨意契約については、調達目的や契約内容を確認し、適正に実施するよう総務部経理契約課内に周知した。【2-エ】

55	東京消防庁	適切な設備管理及び契約手続を行うための工事について工事を行うべきもの	総務部は、工事請負契約により、三鷹消防署旧庁舎の解体工事を行っている。この契約では、工期末において、ブロック塀の復旧作業、上下水道管及び仮囲いの撤去が完了していなかった。部は一部工事が未完了になった理由として、工事開始後すぐに「墨のコンクリート、防水壁の基礎と隣地共同住宅所有の塀の基礎が一体化していることが判明したため、隣地共同住宅所有の塀の取り壊しと原状回復を行う必要が生じ、この設計変更に伴う住民との協議等のため、工事が遅れたもの」として、部は、工事開始後に設計変更を行うときは、工期内に工事が完了するよう工程を計画し、管理を行う必要がある。③ 既定の工期では不足することが見込まれる場合は、契約を変更し契約工期の延長を行った上で、契約書に定める工期内に工事が完了するよう管理するべきである。しかしながら、部は、上記①から③までを行わず、工期後も受注者に工事を執行させており、適正でない。部は、適切な設計、工程管理及び契約手続を行い、契約書の定めに基づいて工事を行われたい。	令和3年12月8日付通知文「工事における契約変更について（通知）」により、工事における契約変更手続の留意事項について庁内に周知した。また、令和3年12月22日付通知文「工事における適切な設計及び工程管理等の徹底について（通知）」を総務部施設課内に通知した。【2-エ】
56	東京消防庁	工事の完了に係る判断を適正に行うべきもの	総務部は、工事請負契約により、三鷹消防署旧庁舎の解体工事を行っている。部は工期経過後も工事を継続させたが、最終的に上下水道管の撤去が行われず、完了部分についてのみ支払を行った。本来、工事が完了していない場合は、契約書に基づき違約金の徴収をするべきである。しかしながら、部は工事が完了してないにもかかわらず、受注者からの工事完了届を受領し、検査合格としたのち、工事が完了したものとしており、適正でない。その結果、部は違約金の徴収ができなくなっている。部は、工事の完了に係る判断を適正に行われたい。	令和3年11月24日付通知文「工事における適正な工期設定及び工程管理について（依頼）」により、履行期限内に工事が完了しない場合には、直ちに検収係に連絡することや契約解除手続の必要性について庁内に周知した。また、令和4年1月21日付通知文「適正な検収業務の実施について」を総務部経理契約課内に通知した。【2-エ】

57	東京消防庁	検査業務を 適正に行う べきもの	総務部は、工事請負契約により、三 部は、令和3年3月31 日に工事完了検査を実施している。宅 所有の塀の原状回復を行うことを住民と と合意していることから、契約解除を 行った場合の新たな契約手続による相 当期間の遅延を回避することを理由と して、工事が完了していないことを認 識していないが、受注者から確約書を 徴収して検査合格としている。 本来、検査業務は、成果物と契約書 及び設計図書等とを相互に参照して、 契約書が定める目的が達成されてい るかを判定する業務であり、相互牽制が 機能するよう施工部署とは独立した立 場で行っているものである。 しかしながら、検査部署は、施工部 署の事情に配慮し、完了していない工 事について検査合格としており適正で ない。 また、施工部署と検査部署による相 互牽制が機能していないこととなり、 適切でない。 部は、検査業務を適正に行われた	令和4年1月21日付通知文「適正 な検査業務の実施については（通知）」 により、検査部署は、相互牽制を担う 部署として施工部署とは独立した立場 であること、また、検査業務を適正に 実施すべきことについて総務部総務課 【2ーエ】
			人事課は、東京消防職員を対象と した、メンタルヘルスの保持、増進に 関する一般相談、メンタルヘルスの普 及、啓蒙に関する専門的助言及び情報 提供等の業務について、総務契約によ り委託している。 本契約の仕様書では、契約金額を月 毎で除したものを一月当たりの金額と 求め、翌月初日以降、受託者からの請 求に応じて支払うこととしている。 ところで、本契約の性質上、毎月ど の程度相談が寄せられるか予測するこ とは難しい。そこで相談実績を見たこ ろ、実績に毎月の相談件数は変動 し、年ごとの実績も変動している。 このような実績を把握しているにも 関わらず、総務契約によって定額を 支払うことは実績に見合った支払とな っておらず、適切でない。 部は、相談件数に変動が生じること を前提として、実績に応じた支払がで きるよう、メンタルヘルス相談業務委 託における仕様内容及び契約方法につ いて見直されたい。	実績に応じた支払となるよう、令和 4年度の契約方法を総務契約から単価 契約に変更した。 また、面接相談場所を5か所以上設 置する等の仕様内容の見直しを行うこ とで相談体制の拡充を図った。【2ー エ】
			メンタルヘルス相談業務委託にお ける仕様内 容及び契約 方法につい て見直すべ きもの	

59	東京消防庁	委託業務に 係る履行の 指示及び履 行確認を通 じ行うべき もの	防災部は、公益財団法人東京防災救 急協会（以下「協会」という。）に対 し、起震車の運用業務を委託し、運転 手等の待機場所として立川郡民防災教 育センター（以下「防災館」とい う。）の事務室を提供している。 その運用の内容は、部が、地震体験 を要望する小学校等からの申請を消防 署経由で受けて、協会へ申請者の訓練 会場へ出動する指示を行い、協会は運 転手ほか1名を起震車と共に訓練会場 へ出向かせ、地震の際の対応の訓練 指導を行うもので、契約上は、起震車 を稼働できる日数は300日を確保す るほか必要な点検整備等を行うことと されている。 そこで、委託業務履行状況確認書及 び業務目標を確認したところ、以下に 示すとおり適切でない状況となってい た。 ① 仕様書では、庁からの指示書に基 づき指定された訓練会場へ出向するこ ととしているが、30回にわたる計画 による指示でなく口頭での指示で防 災館来館者のための体験実施業務を 行っている。 ② 防災館の受付業務は別途協会が受 注している業務であり、その支援を行 うことは本契約の仕様書に定めがない 業務であるにもかかわらず、10回に わたる際は本契約の業務として履行の 確認を行っている。 部は、委託業務に係る履行の指示及 び履行確認を適切に行われたい。	令和4年1月21日付通知文「令和 3年度定例監査の監査結果における指摘 事項を踏まえた適正な契約事務等の推 進について（通知）」により、受託者 への指示は書面によること及び仕様書 に定めのない業務は認めず、履行確認 を徹底することを防災部防災安全課内 に周知した。【2ーエ】
			清道業務管理所では、空調機設置工 事を2件の随意契約により施工してい る。そこで、この2件の施工内容を見た ところ、いずれの工事とも仮泊室に空調 室内機及び室外機を設置するものであ り、別の工事として施工しなければなら ない増設の理由は見当たらず、起工 日もともに令和2年9月16日となっ ており、1件の工事として施工可能で あると認められる。 1件の工事として施工していれば、 その予定価格は250万円を超え、調 達方法の原則である入札により調達で きるにもかかわらず、それぞれを随意 契約により調達していることは適正で ない。 本件が、2件の工事として施工され た原因について、所及び電車部は、契 約事務を行った所の認識不足やチェン ジ不足のほか、所の予算管理を担当す る電車部の確認が不十分であったため としている。 所及び部は、空調機の調達手続を適 正に行われたい。	
			交通局	

[illegible]

令和3年3月30日付通知文により、作業指示に関する事務処理方法の目直し内容や、受託者からの提出書類の確認を徹底した。【2-エ】 また、令和3年4月19日に開催した関係者会議において、上記内容について改めて周知した。【2-エ】 さらに、令和3年11月5日に開催した同会議においても、引き続き周知に周知した。【2-エ】	多摩地区の各給水管理事務所は、所管する地域の浄水所等の草刈りや樹木せん定等を行うため、多摩水道改革推進本部調整部が作成した「草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約様式様書」を基にして、「草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約」を締結している。 一方、部は、東京水道株式会社（以下「会社」という。）と「令和2年度多摩地区水道施設運転管理等業務委託」の契約を締結し、「草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約」の監理業務を行わせている。 立川及び多摩給水管理事務所並びに八王子及びあきる野給水事務所において「草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約」における作業指示等について見たところ、次のような適正でない状況が見受けられた。 ① 作業指示 「作業指示書」又は「変更作業指示書」で通知した草刈面積や籾内外清掃等が「作業完了報告書」の数字と相違しているなど、「作業指示書」又は「変更作業指示書」に基づき業務が実施されたと言えない状況となっている。 また、「作業指示書」又は「変更作業指示書」と「作業完了報告書」が相違している状況にも関わらず、正完了検査を合格としていることは適正でない。 ② 提出書類 本契約では、作業完了時に受託者が「作業完了図」を提出することとなっている。これは、会社が受託者に貸与した植栽管理図面（電子データ）を基に、受託者が実施した単価契約の単価コードを凡例に記入して、色で判別できるよう各施設別に作成するものである。 しかしながら、立川給水管理事務所は、監査日（令和3年1月12日）現在、本契約による作業指示を基に新たに作成された「作業完了図」ではなく、貸与時のままの植栽管理図面を「作業完了図」として提出を受け、完了検査が行われていた。 各所は、草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約について仕様内容に合った適正な業務を行われたい。 したがって、本所及び会社に対し適切に指導された。
水道局	草刈及び樹木せん定作業等委託単価契約について仕様内容に合った適正な業務を行うよう指導すべきもの
65	1 アイウエ 2 アイウエ ◎ ○

水道局	貨物自動車の使用状況に添じた経済的な供給依頼をすべきもの	水道局では、支所の業務である配水調整作業、漏水防止作業、配水音の維持管理に伴う作業管理業務等を円滑に遂行するための機動力を確保することを目指すとして、各支所において「令和2年度貨物自動車供給単価契約」を競争見積りにより締結している。貨物自動車の供給依頼における運賃料金計算に関する単価は、8時間の使用を前提とする8時間制に基づく基礎額、割増額、距離加算額及び時間加算額を設定している。ところで、貨物自動車の使用実績及び供給依頼について見たとき、昼間と使用では、使用実績に比べて単価表に合った適切な供給依頼、単価の適用がそれぞれ行われていた。一方で、夜間使用に関する使用実績は、使用実績が全体の約9.0%、8時間以上の実績となる案件は、残りの約1.0%となっている。しかしながら、夜間使用における供給依頼は、おおむね（令和2年12月末現在）8時間制による依頼がなされ、8時間制の単価が適用されていた。夜間使用の使用実績が上記のとおりであることを考慮すると、使用実績に合わせて4時間制による供給依頼を行い、時間加算額を適用して支払う方が運賃金は割安となる。各支所は、貨物自動車の使用状況に応じた経済的な供給依頼を行われた。
水道局	仕様内容に沿った適正な発注依頼を求めの	水道局では、支所の業務である配水調整作業、漏水防止作業、配水音の維持管理に伴う作業管理業務等を円滑に遂行するための機動力を確保することを目指すとして、各支所において「令和2年度貨物自動車供給単価契約」を競争見積りにより締結している。契約に基づく貨物自動車の使用状況について確認したところ、仕様に定められていないにもかかわらず、運転手による作業現場到着時の貨物の積降し補助、次の供給依頼を見込んだ供給単価への工具・材料等の積置きを行わせていることが認められた。仕様の発注依頼を受託者に無償で行わせるべきではなく、事故等が生じた際の責任の帰属についても不明確となるため適正な処理ではない。指導を行い、仕様内容に合った適正な発注依頼を求められた。
水道局	給水部は、令和3年2月22日に工務担当課長代理会を開催し、各支所に對し、使用指針について説明するとともに、使用形態に合わせた供給依頼を行うこと及び令和3年度の契約より6時間の単価を設定し、より実態に合った供給依頼を行うことのできる体制を整えることを依頼した。（2-エ） 支所は、令和3年度契約よりこれまで8時間、4時間単価に加え6時間単価を設定し、より実態に合った供給依頼を行うことができた。（2-イ） 局は、令和3年12月16日付けで、局内に対し監査結果を通知し、指導事項の周知徹底及び注意喚起を行った。（2-エ）	給水部は、令和3年3月3日付通知文により、各支所に對し指針について周知するとともに、仕様書を受けた点について必ず遵守することを指示した。（2-エ） また、給水部は、令和3年5月26日付通知文により、契約に基づく貨物自動車を使用する際の根拠となる「局有事及び雇止車有効利用方針」を改正し、貨物の積込み作業、積降し作業を職員が行うことや積置き禁止について明記した。（2-ア）

下水道局	工事の一時中止及び中止解除の継続を適正に行うべきもの	下水道局では、工事請負契約約款第19条の定めにより、受注者の責めに帰すことができない事由により工事を施行できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならないこととなり、受注者は、工事施行不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行い、発注者は、必要であれば速やかに工事中止を指示することとなっている。 また、所では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事及び設計等業務の受注者に対して、工事又は設計等業務の一時中止等の意向を確認し、受注者から申出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事又は設計等業務の一時中止を行っている。 南砺下水道事務所は、「大田区仲池上二丁目、東雪谷四丁目付近技能工定」について、事前の調査に基づき想定していたよりも広範囲の地層が固かったことによるシールド機の故障や新型コロナウイルス感染症拡大防止等を理由として、工事の一時中止及び中止解除を行っている。 工事の中止に先立って、受注者は、工事の一時中止について所へ協議書を提出しており、所は、所内で担当者である監督員を含む建設課長以下4名で協議書を回覧し情報を共有している。 ところで、局は、東京都下水道局工事施行規程に基づいて、工事の一時中止及び中止解除の通知の決定権者を定めており、本件工事については所長決定を経て受注者へ通知することとなっている。 しかしながら、受注者からの6回の協議について、所内で協議書の情報を共有しているにもかかわらず、所長決定を経た通知によらずに工事一時中止し、また同様に中止を解除した上で、事後にまとめて所長決定し通知を発出したことは適正でない。所は、工事の一時中止及び中止解除の手續を適正に行われたい。
-------------	-----------------------------------	---

69	下水道局	債権管理を通正に行うべきもの	南部下水道事務所は、承認工事に伴う道路路側削復旧工事監督事務費の未収金について、債権管理を行っている。当該債権管理について見たところ、以下のとおり適正でない状況となっていた。 ① 東京都下水道局債権管理規程第4条では、督促は、原則として納期限経過後20日以内に行うと定められており、下水道局債権管理マニュアルでは、督促は書面で行わなければならないと定められているにもかかわらず、監査日（令和3年1月22日）現在、所は書面で督促を行っていない。 ② 書面で督促を行っているにもかかわらず、債権管理台帳の督促欄に日付が記入されている。 ③ 下水道局債権管理マニュアルでは、私債権は、当初の支払期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金額に相当する遅延損害金を加算して徴収すべきとされているにもかかわらず、債権管理台帳の処理方針及び実施スケジュールには「相手方の説明内容と記載されており、処理方針が誤っている。」「所は、債権管理を通正に行われた。」	所は、当該未収金については、令和3年2月8日に書面で督促を行った。また、債権管理台帳について、督促欄の日付を修正するとともに、遅延損害金の徴収に關し、「処理方針及び実施スケジュール」に適切な処理方針を記載した。【1-エ】 経理部は、令和3年2月8日付通知文により、適切な債権管理の徹底について改めて局内に周知を行った。所ではこれを受け、下水道局債権管理マニュアルで事務処理方法を再確認することができ、再発防止を図った。【2-エ】 なお、当該未収金については、令和3年5月10日に納付を確認するとともに、同年6月1日に遅延損害金の請求を行い、同年17日に納付された。
70	教育庁	再リース契約において経済的な契約内容になることを前提に、契約の締結を行うべきもの	総務部は、「教育庁旅費システム用サーバー機器等の借入れ（再リース）」の再リース契約に当たり、現行サーバー機器の製造元から受けた保守料の提示について、妥当性を十分検討することなく受け入れられており、2か月間の再リース契約において、1年分相当のハード保守料を負担としたことは適切でない。 再リース契約において、経済的な契約内容になることを前提に十分な検討を行い、契約の締結を行われない。	情報システムに関する契約案件に關し、総務部情報化推進担当に提出を義務付けている契約協議のチェックリストに「リース契約期間と保守料の対象期間が同一でない場合などは、経済的かつ合理的な契約となるよう比較検討を行う。」ことの項目を追加した。【2-ウ】 また、上記チェックリストの作成のほか、「IT経費適正化マニュアル」等を参考に計算方法を明確にすることについて、令和3年11月16日付通知文により、庁内関係部署に周知した。【2-エ】

71	議会局	業務委託の仕様書について、委託業務の内容等を含め、具体的な業務内容を示すべきもの	議事部は、議会局サーバの更新に伴い、当該サーバ上で稼働している請願・風情システムについて、サーバ更新後の各種設定や動作確認を行うため、業務を委託している。 この業務委託について仕様書を見たところ、委託内容として「正常に稼働するために必要な各種設定を行い、動作確認作業を行うこと」と記載されているだけで、具体的な委託業務の内容及び物品・サービス成果物等（以下「委託業務の内容等」という。）については記載されていないことが認められた。 委託業務の内容等は事業者が費用を見積もる際に重要であるとともに、契約締結後の履行確認や検査の際に参照したり、照合したりする情報である。仕様書に委託業務の内容等が明確に記載されていない状態では、これらを適切に実施することが困難となる。業務委託の仕様書において、委託業務の内容等を具体的に示されたい。	令和4年1月28日付通知文により、局内へ指図書の内容及び業務委託の仕様書作成における留意点を具体的に提示し、再発防止策を全職員へ周知した。【2-エ】 これに先立ち、令和3年11月11日付通知文により、情報システムに係る契約のうち、次のものについては、局内のシステム所管部署への協議を必須とし、仕様書に委託範囲及び業務要求水準等が具体的に記載されているかを確認することとした。【2-ウ】 ・情報システムに係る新たな機器の貸借又は購入に係る契約 さらに、仕様書作成上の留意点について周知徹底を図るため、令和4年2月8日に局内のシステム保有部署の契約事務担当者向けに研修を実施した。【2-エ】

【意見・要望事項】					
番号	対象局	事項	監査結果の要約		
	(団体)	措置区分			
72	水道局	貨物自動車供給車師契約について	水道局では、支所の業務である配水調整作業、漏水防止作業、配水管の維持管理に伴う作業管理業務等を円滑に遂行するための機動力を確保することを目的として、各支所において「令和2年度貨物自動車供給車師契約」を競合支所の作業・管理業務を統括する給水部では、本契約が必要なる理由の大きさに制限があるため、工具・材料等の十分な積載能力を有した車両により輸送をしなければならないため」としている。 ところで、工事現場等における作業・管理業務の実施状況について確認したところ、支所職員が庁有車を自ら運転し、供給を依頼した小型貨物自動車とともに工事現場等へ移動していることが認められた。 仮に、支所職員が運転する庁有車を小型貨物自動車に切り替えれば、工具・材料等を支所職員が輸送できるようになり、本契約による貨物輸送業務の必要性はなくなる。 また、配備した小型貨物自動車を運搬に使えることで、状況に応じて工具・材料等の積置きも自由に行えるため、毎回の重運搬の積み込み・積降し作業を大幅に軽減すること等も可能となる。 部は、業務の経済性や効率性等を総合的に勘案し、様々な角度から検討を行った上で、貨物自動車供給車師契約の見直しを図ることが望まれる。		
			講じた措置の概要		
			給水部は、工具・材料等を工事現場等に運搬することのできる小型貨物自動車を含め令和4年度に各支所へ配備し、貨物自動車供給車師契約を廃止することとした。局職員による運転事故防止のための措置として、各支所において新たに運行管理業務委託を締結した。【2-1イ】		

【令和3年工事監査】					
【指摘事項】					
番号	対象局	事項	監査結果の要約		
	(団体)	措置区分			
73	総務局	特殊入孔の構造計算を適正に行うべきもの	総務局は、工事請負契約により、道路の片側歩道整備、狭き箇所解消のための道路改修及び雨水等を次の下流に流す排水施設の整備として特殊入孔の設置を行っている。 ところで、下水道局特殊入孔構造計算の手引きでは、壁等の開口部周辺に応力集中その他によるひび割れ防止対策として、補強するための鉄筋を配置すること、また、開口部を設けたために配置できなくなった主鉄筋及び配力鉄筋の鉄筋量と同量以上の鉄筋を開口部の周辺に配置することと定めている。 しかしながら、本契約の設計図面について見ると、監査日（令和3年6月28日）現在において、特殊入孔の施工に着手していないものの、特殊入孔開口部周辺に補強のための鉄筋が配置されておらず適正でない。局は、特殊入孔の構造計算を適正に行われない。		
			講じた措置の概要		
			大島支庁は、令和3年9月14日付けで本工事の修正設計委託を契約し、排水施設の構造等の検討を行ったところ、現地地の地盤状況が想定と異なり、特殊入孔の設置が困難であることが判明した。このことから、支庁は、特殊入孔による排水計画を見直し、検討した結果、小型の集水ますや水路等の排水施設に変更することとした。 支庁は、工事変更設計検討委員会を令和4年2月24日に開催し、本工事での特殊入孔の設置を取り止め、契約中の別の工事（道路改修工事（大1-築港3期の5）で、新たな排水施設を設置することを決定し、令和4年2月25日付けで受注者に対して通知した。【1-エ】 大島支庁は、設計・積算に関する既存のチェックリストに特殊入孔の構造計算の項目を追加し、令和4年1月以降の発注案件から活用している。【2-ウ】 大島支庁は、令和3年11月26日の4支庁土木課長会議において、工事監査指摘事項を周知し再発防止の徹底を図った。【2-エ】		
74	総務局	諸経費の積算を適正に行うべきもの	総務局は、防災無線設備のリース契約の更新にもない、工事請負契約により、既設の無線設備の撤去工事をしている。 ところで、局積算基準（建築工事編）では、諸経費は、入札公告に示す開札予定日から工期末日までの期間の日数をもとに設定する積算工期の長さに対応し、積算すると定めており、本契約の諸経費について見ると、局は、当初、積算工期を10か月として発注準備をした。その後、「緊急事態措置の実施に伴う契約等委託及び物品買入れ等の契約事務手続きについて」により、公告等を予定していた案件について、緊急事態措置が解除されるまでの間、原則として、案件の公告等が行わないこととしたため、開札予定日が遅れることが判明した。局は、これを受け、関係部署と調整を進め、当初の工期末日を変更せず工事が実施できることを確認した上で、起工した。しかしながら、開札予定日が2、7、7か月遅れたことから、積算工期を7か月後に修正するべきであったにもかかわらず、当初の積算工期のまま契約手続を進めたため、積算額が過大なものとなっている。 局は、諸経費の積算を適正に行われない。		
			講じた措置の概要		
			総合防災部は、適切な積算工期の設定及び修正に関する手順を明確にした積算工期チェックシートを新たに作成し、令和3年11月10日から運用を開始した。【2-ウ】 部は、設計担当者会議を令和3年11月10日に開催し、指摘事項及びチェックシートの活用を周知し、注意喚起、再発防止を図った。【2-エ】		

75	財務局	山留めの積算を適正に行うべきもの	財務局は、工事請負契約により、特別支援学校の校舎の建替えを行っている。 このうち、基礎の施工に当たって、地盤が納れないように設置する山留めの積算について見ると、鋼材の使用料及び整備費の算定において、単価に鋼材の重量を乗じるべきところ、誤って鋼材の使用日数を乗じている。 このため、積算額が過大なものとなっている。 局は、山留めの積算を適正に行われている。	令和3年11月に「工種別積算チャート（クリスト）」を改正し、今回の指針事例のような、単価に適合する対象数値の誤りに対するチャート項目を新たに追加した。【2－ウ】 再発防止への取組として、改正された工種別積算チャートクリストを用いて、令和3年11月15日に課内研修を実施した。 本研修では、本指針にあった単価に適合する対象数値の間違ひだけでなく、積算時に間違えやすいポイントを過去の指針事例を用いて改めて周知したほか、令和3年11月30日開催の部課長会で本件指針の内容及びチャートクリストへの項目追加を報告し、部内の周知と再発防止を図った。【2－エ】
			主税局は、工事請負契約により、O Aフロアの設置や端末機器等の電源用となる電気配線工事など、執務室内の環境改善を目的とした改修工事を行っている。 このうち、電気配線工事には、火災被害の拡大を抑えるために設けられた防火区画を貫通する配線工事が含まれている。 ところで、建築基準法施行令においては、配電管が防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならぬと定められている。 しかしながら、本契約における電気配線の防火区画貫通部について確認したところ、当該配電管と防火区画との隙間がモルタルその他の不燃材料で埋められておらず、建築基準法施行令に適合しない施工となっていた。 このことは、火災が発生した場合、防火区画貫通部を介して炎や煙が広がり、被害を拡大させるおそれがある。局は、防火区画を貫通する電気配線工事の施工管理について、受注者を適切に指導・監督された。	総務部は、防火区画と貫通している電気配管について、令和3年8月25日に、不燃材料で隙間を埋め正した。【1－イ】 総務部は施設整備担当及び契約担当に対する説明会を令和3年12月23日に開催し、指針趣旨及び再発防止について周知した。さらに毎年行っている各部局事務所等担当者への研修の際に本事例の周知及び再発防止に向けての説明を行っている。【2－エ】
			1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ

77	都市整備局	管路上留工の施工管理を適切に行うべきもの	都市整備局は、工事請負契約により、豊島区東池袋において補助第81号線の整備に伴う舗装工事及び下水道管布設工事を行っている。このうち、下水道管の布設のため、道路を掘削する際に地盤が納れないように設置する管路上留工のうち、当初は軽量鋼矢板を打ち込む工法としていた箇所を、軽量鋼矢板を建て込む工法に変更している。 ところで、土木工事標準仕様書では、受注者は工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い、施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならないとされ、施工現場周辺等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならぬとされている。また、工事記録写真員は、施工管理の手段として各工事の施工段階の施工状況、出来形寸法等を撮影することとされている。 しかしながら、本契約の施工計画書について見ると、土留工法を変更した箇所の軽量鋼矢板を建て込む工法について、実際に施工する手順が記載されていないかった。また、工事記録写真員を見ると、施工段階ごとの軽量鋼矢板を建て込む状況や出来形が撮影されており、管路上留工が現場で安全性を確保しながら施工されたか客観的に確認できない状況であった。 局は、管路上留工の施工管理を適切に行われた。	局は、令和3年12月24日付けで工事主計部（所）宛て「管路上工における山留工の適切な施工管理について（通知）」の文書を出し、施工計画書への実際に施工する手順の適切な記載や、工事記録写真撮影基準に基づく施工管理の徹底について注意喚起し、再発防止を図った。【2－ウ、2－エ】 局は、令和3年11月16日に技術情報連絡会・工事関係技術部会を開催し、指針趣旨及び再発防止策を周知した。 第二市街地整備事務所は、令和3年12月1日及び3日に受注者に対し注営喚起の指示書を発行し、管工工事における山留工の適切な施工管理について受注者指導を図った。 工事課は、令和3年12月7日に県長代理会を開催し、指針趣旨及び再発防止策を周知した。また、同日付けで工事課全職員に対して指針趣旨及び再発防止策を周知した。【2－エ】
			1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ
			環境局は、工事請負契約により、自然公園内の施設改修工事を行っている。 ところで、東京都福祉のまちづくり条例では、特定都市施設である公園を新たに整備及び改修等する場合、施設所有者は、高齢者、障害者を含むすべての人が円滑に利用できるように定めた整備基準を遵守しなければならないとされている。このうち、階段の始終端部に近接する路面には点状ブロックを敷設し、また階段手すりの端部付近には、階段の行先を示す点字ブロックを貼つけることと定められている。 しかしながら、完成図面及び工事記録写真を見たら、当初設計では2か所の階段の始終端部に点状ブロックを敷設することとなっていたが、工事一時中止により工期内に工事が完了しないため、設計変更を行い点状ブロックの敷設を取り止めている。また、当初設計では階段手すりの端部付近に点字ブロックを貼りつけることになっていたが貼付していない。これらは視覚障害者への安全が確保されていないなど、東京都福祉のまちづくり条例を遵守しておらず適正でない。 局は、東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行われた。	多摩環境事務所は、東京都福祉のまちづくり条例に適合するよう、自然公園内の階段の始終端部に近接する路面の点状ブロック及び階段手すりの端部付近の点字ブロックについて、令和3年6月14日に「山のふるさと」施設改修工事を契約し、同年8月26日に当該工事が完了し、是正した。【1－エ】 多摩環境事務所自然環境課は、設計時の確認用にチャートクリストを新たに作成し、令和3年度の起工案件から活用している。【2－ウ】 多摩環境事務所管理課は、令和3年4月1日付けの通知文により、所内に監査結果を周知し、再発の防止に留意喚起を行っている。【2－エ】
78	環境局	東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行うべきもの	東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行うべきもの	東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行うべきもの
			1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ	1 ア イ ウ エ 2 ア イ ウ エ
			環境局は、工事請負契約により、自然公園内の施設改修工事を行っている。 ところで、東京都福祉のまちづくり条例では、特定都市施設である公園を新たに整備及び改修等する場合、施設所有者は、高齢者、障害者を含むすべての人が円滑に利用できるように定めた整備基準を遵守しなければならないとされている。このうち、階段の始終端部に近接する路面には点状ブロックを敷設し、また階段手すりの端部付近には、階段の行先を示す点字ブロックを貼つけることと定められている。 しかしながら、完成図面及び工事記録写真を見たら、当初設計では2か所の階段の始終端部に点状ブロックを敷設することとなっていたが、工事一時中止により工期内に工事が完了しないため、設計変更を行い点状ブロックの敷設を取り止めている。また、当初設計では階段手すりの端部付近に点字ブロックを貼りつけることになっていたが貼付していない。これらは視覚障害者への安全が確保されていないなど、東京都福祉のまちづくり条例を遵守しておらず適正でない。 局は、東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行われた。	多摩環境事務所は、東京都福祉のまちづくり条例に適合するよう、自然公園内の階段の始終端部に近接する路面の点状ブロック及び階段手すりの端部付近の点字ブロックについて、令和3年6月14日に「山のふるさと」施設改修工事を契約し、同年8月26日に当該工事が完了し、是正した。【1－エ】 多摩環境事務所自然環境課は、設計時の確認用にチャートクリストを新たに作成し、令和3年度の起工案件から活用している。【2－ウ】 多摩環境事務所管理課は、令和3年4月1日付けの通知文により、所内に監査結果を周知し、再発の防止に留意喚起を行っている。【2－エ】

79	中央卸売市場	防水改修工事の積算を適正に行うべきもの	2 ア イ ウ エ ◎ ○	建設局は、工事請負契約により、大田市港湾事務所の最上階である9階屋上及びその若屋と、途中階である3階建部分の屋上の防水改修工事を行っている。このうち、積算の数量について見る。と、9階屋上及び3階屋上において、施工面積の数量を誤って過少に積算するなどとしている。また、単価について見ると、市場積算標準単価表によれば、同時期に連一の施工ができない100㎡未満の施工においてはおおよそ高小規模単価を適用することとされているが、9階屋上塔屋及び3階屋上では、連一の施工ができるにもかかわらず、立上部分において小規模単価を誤って適用し、過大に積算している。これらにより、積算額が過少なものとされている。市場は、防水改修工事の積算を適正に行われた。
			1 ア イ ウ エ	建設局は、住宅地等を買収するなどして確保した土地に、街路築造工事により、新たに道路を整備している。ところで、局道路工事設計基準では、道路と民地等との境界点を明示するため境界標は、公道との交差点等の主要部に設置することとされている。しかしながら、本契約の設計図面について見ると、公道との交差点等の主要点であるにもかかわらず、境界標杭が設計されていない箇所があることが認められた。
			1 ア イ ウ エ	設計基準に境界標杭の設計、設置時期は明確に記載されているわけがなく、今回設計していない境界標杭は、将来道路管理者に引き継ぐ際に必要となる道路台帳の作成時に設置するとしているが、本契約では主要点を設計している箇所と設計していない箇所が特段の理由もなく混在しており、一貫性のある設計となっていない。局は、境界標杭の設計を適切に行われた。

81	建設局	材料費に係る諸経費の積算を適正に行うべきもの	2 ア イ ウ エ ◎ ○	建設局は、工事請負契約により、新彦野西口広場の事業者ごとに異なる既存の案内サインを統一し、わかりやすく改善するための改修を行っている。ところで、局積算基準によれば、諸経費を含まない材料費は、諸経費算定の対象としている。しかしながら、本契約の案内サインの積算について見ると、見積書では材料費に諸経費を含んでいないにもかかわらず、諸経費として算定の対象とすべし共通仮設費及び現場管理費の算定が行われていない。このため、積算額が過少なものとされている。このことは、案内サインを、共通仮設費及び現場管理費の算定において対象外としている工場製作品と取り違えたことによるものである。局は、材料費に係る諸経費の積算を適正に行われた。
			1 ア イ ウ エ	建設局は、工事請負契約により、階段・エレベーター等昇降施設の基礎及び土留の増設を要している。この中で、コンクリート構造物については、局土木工事施工管理基準に示される施工前の材料試験や施工中の各種試験などの品質管理を行うこととされている。局土木材料仕様書では、コンクリート構造物のうち重要構造物において、耐久性向上を図ることを目的として、土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領を定めており、施工完了後にテストハンマーによる強度推定調査を実施することとしている。これにより、適切な施工が確認できるため、コンクリート構造物の長期にわたる健全性の確保を図ることができる。しかしながら、各契約の品質管理記録について見ると、第2陣田川橋詰昇降施設下部工事の各昇降施設の基礎や綾瀬川（六町地区）築堤工事の擁壁や重要構造物であり、施工前や施工中のコンクリート構造物に求められる品質管理は行われているが、施工完了後のテストハンマーによる強度推定調査を実施しておらず適正でない。局は、コンクリート構造物の耐久性向上を目的とする強度推定調査を行われた。
			1 ア イ ウ エ ◎ ○	道路管理課及び第三建設事務所は、材料費に係る諸経費の積算を正確に把握して、積算基準の適用条件を正確に把握して、適正に積算を行うよう徹底するとともに、積算基準に記載のない場合、条件が合致するか判断し、適切な積算を行う。本行所管部署へ照会をかけることによるチェック体制の強化を図った。【2-エ】

82	建設局	コンクリート構造物の耐久性向上を目的とする強度推定調査を行うべきもの	2 ア イ ウ エ ◎ ○	建設局は、工事請負契約により、階段・エレベーター等昇降施設の基礎及び土留の増設を要している。この中で、コンクリート構造物については、局土木工事施工管理基準に示される施工前の材料試験や施工中の各種試験などの品質管理を行うこととされている。局土木材料仕様書では、コンクリート構造物のうち重要構造物において、耐久性向上を図ることを目的として、土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領を定めており、施工完了後にテストハンマーによる強度推定調査を実施することとしている。これにより、適切な施工が確認できるため、コンクリート構造物の長期にわたる健全性の確保を図ることができる。しかしながら、各契約の品質管理記録について見ると、第2陣田川橋詰昇降施設下部工事の各昇降施設の基礎や綾瀬川（六町地区）築堤工事の擁壁や重要構造物であり、施工前や施工中のコンクリート構造物に求められる品質管理は行われているが、施工完了後のテストハンマーによる強度推定調査を実施しておらず適正でない。局は、コンクリート構造物の耐久性向上を目的とする強度推定調査を行われた。
			1 ア イ ウ エ	建設局は、工事請負契約により、階段・エレベーター等昇降施設の基礎及び土留の増設を要している。この中で、コンクリート構造物については、局土木工事施工管理基準に示される施工前の材料試験や施工中の各種試験などの品質管理を行うこととされている。局土木材料仕様書では、コンクリート構造物のうち重要構造物において、耐久性向上を図ることを目的として、土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領を定めており、施工完了後にテストハンマーによる強度推定調査を実施することとしている。これにより、適切な施工が確認できるため、コンクリート構造物の長期にわたる健全性の確保を図ることができる。しかしながら、各契約の品質管理記録について見ると、第2陣田川橋詰昇降施設下部工事の各昇降施設の基礎や綾瀬川（六町地区）築堤工事の擁壁や重要構造物であり、施工前や施工中のコンクリート構造物に求められる品質管理は行われているが、施工完了後のテストハンマーによる強度推定調査を実施しておらず適正でない。局は、コンクリート構造物の耐久性向上を目的とする強度推定調査を行われた。
			1 ア イ ウ エ ◎ ○	建設局は、工事請負契約により、階段・エレベーター等昇降施設の基礎及び土留の増設を要している。この中で、コンクリート構造物については、局土木工事施工管理基準に示される施工前の材料試験や施工中の各種試験などの品質管理を行うこととされている。局土木材料仕様書では、コンクリート構造物のうち重要構造物において、耐久性向上を図ることを目的として、土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領を定めており、施工完了後にテストハンマーによる強度推定調査を実施することとしている。これにより、適切な施工が確認できるため、コンクリート構造物の長期にわたる健全性の確保を図ることができる。しかしながら、各契約の品質管理記録について見ると、第2陣田川橋詰昇降施設下部工事の各昇降施設の基礎や綾瀬川（六町地区）築堤工事の擁壁や重要構造物であり、施工前や施工中のコンクリート構造物に求められる品質管理は行われているが、施工完了後のテストハンマーによる強度推定調査を実施しておらず適正でない。局は、コンクリート構造物の耐久性向上を目的とする強度推定調査を行われた。

建設局	83	セメント系固化工材による地盤改良の品質管理を適正に行うべきもの	建設局は、工事請負契約により、上野動物園東園の表門を新築する工事を行っている。券売ブースを支える地耐力を確保するために、セメント系固化工材による地盤改良を行っている。このうち、特記仕様書によれば、セメント及びセメント系固化工材を地盤改良に使用する場合は、セメント及びセメント系固化工材を使用した改良土等の六面クロム溶出試験実施要領（案）（国土交通省通知）（以下「実施要領（案）」という。）に基づき、六面クロム溶出試験（以下「溶出試験」という。）を実施することとしている。セメント及びセメント系固化工材を地盤改良に使用する場合、配合設計の段階で溶出試験の溶出量が土壌環境基準を超えないことを確認すること、さらに改良する地盤が火山灰質粘性土の場合には、施工後も溶出試験を実施することとされている。	東部公園緑地事務所は、令和3年6月22日に受注者に対し、同年7月1日出試験の実施を指示し、同年7月1日に基準値以下であることを確認した。
			本件の施工計画書及び溶出試験の実施状況を確認したところ、配合設計の段階での溶出試験については、施工計画書に記載の上、実施し、土壌環境基準を満たしていることを確認していた。しかしながら、改良する地盤が火山灰質粘性土であるにもかかわらず、施工後の溶出試験については施工計画書に記載されておらず、実施されていなかった。	【1-エ】 所は、令和3年6月22日付通知文により、所工事主管課長に対し、六面クロム溶出試験の実施を徹底するように周知し、公園緑地部は、東西緑地事務所に対し、六面クロム溶出試験の実施を徹底するように周知した。これらにより、セメント系固化工材の適正な品質管理ができるよう、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】
			実地監査を受けて、局が施工後の溶出試験を行ったところ、土壌環境基準未達であることが確認されたが、セメント系固化工材による地盤改良を行う場合には、実施要領（案）に基づき、適正に溶出試験を行う必要がある。局は、セメント系固化工材による地盤改良の品質管理を適正に行われた。	

建設局	84	表面被覆パネルの仕様について設計図書に明記すべきもの	建設局は、工事請負契約により、野川流域の調節池を整備するために施工した地中連杭壁表面に、劣化防止等を目的としたコンクリート製の表面被覆パネルを設置している。この中で、局積算基準によれば、設計図書に、目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるように施工条件、明確に作成することとなるよう留意し、また、入札参加者がより正確に見積りを行うことができるよう、予定価格算定に伴う具体的な条件等を、提示することとなっている。	北多摩南沼建設事務所は、令和3年8月24日から、設計委託において成果物の図面や数量内訳の仕様方法欄に、具体的な材質や強度等の仕様を明記するとともに、工事受注希望者が適正に積算できるように条件明示を徹底する旨の記載を、設計委託の初回指示書に追加することとした。【2-エ】 また、令和3年10月12日から、設計図面完成段階において、設計図書を設計担当及び設計担当の課長代理が確認した上で、工事を担当する課長代理が照査することとし、チェック体制の強化を図った。【2-エ】 工事第二課は、令和3年8月24日、同年10月12日に課長代理会を開催した。令和3年8月31日、所内課長会を開催した。これらの会議により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】
			さらに、東京都土木工事標準仕様書に上れば、工事に使用する材料の品質等と定めるところについては、設計図書の定めらる土木材料仕様書に示さなければならぬと定めている。	
			このため、入札参加者が正確に見積りを行うことができないおそれがあった。また、結果的には、工事目的を満たす仕様で施工されているものの、適正な品質及び規格等が選定されなかった。局は、表面被覆パネルの仕様について、設計図書に明記された。	

建設局									
公園橋健全度調査を適正に行うべきもの									
建設局は、公園施設の長寿命化推進に当たり、今後の公園橋の補修計画を作成するため、橋梁の損傷か所を把握し評価する健全度調査を行っている。ところで、局は、公園橋の定期点検及び長寿命化に関する取組み方針において、健全度調査で選定する点検要領を、車両通行を想定した橋梁の点検要領（案）と横断歩道橋の点検要領（案）の2つから、車両通行の有無など個々の公園橋の使われ方や、規模、構造等により判断し選択するよう定めている。これは、各点検要領の点検部材や損傷ラシク判定・総合健全度判定の内容が異なるためである。しかしながら、各委託報告書を見ると、点検対象には、車両通行を想定した橋梁と歩道橋が混在しており、それぞれの橋で要領を使い分ける必要があるにもかかわらず、令和2年度第三次公園橋定期健全度調査委託では、全ての公園橋を横断歩道橋の点検要領（案）のみに準拠し、令和元年度第二次公園橋定期健全度調査委託では全ての公園橋を橋梁の点検要領（案）のみに準拠して総合健全度判定を行っている。このため、使用状況等を踏まえた点検要領を選択していない公園橋においては、総合健全度判定が適切に行われておらず、今後の補修計画に影響が生じる可能性がある。局は、公園橋健全度調査を適正に行われない。									
1									
2									
②									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									
アイウエ									

港湾局	公園施設の設計を適正に行うべきもの	港湾局は、工事請負契約により、緑道公園の整備を行っている。この契約を見ると、次のとおりであった。 ① 都のリサイクル推進施策に照らして設計を適切に行うべきもの 東京都建設リサイクルガイドラインでは、役立て、公共工事で環境負荷の低減に役立つ資材等を使用するため、東京都環境物品等調達方針を定め、東京建設リサイクルガイドラインの趣旨、事業の種類、必要とされる機能・強度、工事の煩雑性、供給状況、コスト等を踏まえ、特別品目、特定調達品目、調達進捗品目の環境物品等を調達することとしている。具体的には、雨水の貯留・浸透施設である浸透トレンチや浸透ますの周囲の充てん材料として、構造物の解体に伴って発生するコンクリート塊を主体として製造される再生単粒度砕石を特別品目に追加している。 しかしながら、本契約の設計図書について見ると、浸透トレンチや浸透ますについて、再生単粒度砕石の使用の検討を行わずに新材の単粒度砕石を使用していることが認められた。これは、東京都建設リサイクルガイドラインに基づく都の推進施策に照らして適切でない。 ② 東京都福祉のまちづくり条例に適合した公園整備を適正に行うべきもの 東京都福祉のまちづくり条例では、特定都市施設である公園を新たに整備及び改修等する場合は、施設所有者等は、高齢者、障害者を含むすべての人が円滑に利用できるように定めた、整備基準を遵守しなければならないとされている。このうち、公園の階段を設ける場合には、階段の両側に白杖で確認しやすいうように高さ5cm以上の垂直の立ち上りを入れることとしている。 しかしながら、本契約の設計図書について見ると、3か所の階段に立ち上がりが設けられておらず、東京都福祉のまちづくり条例に不適合な構造となっていた。 局は、公園施設の設計を適正に行われない。					
		1					
		2					
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎			

港務局は、工事請負契約により、ふ頭機能の再編、強化のため、ふ頭上層及び事務所棟の新設工事を行っている。このうち、地中梁の梁貫通孔補強について見ると、施工の簡便化を図ることができると、評定品の梁貫通孔補強材を使用しているところ、鉄筋コンクリート構造計算標準・同解説（日本建築学会）によれば、評定品はそれらの技術評価条件に従わなければならないとされており、当該梁貫通孔補強材は、適用範囲を柱面から梁せい以上確保することを技術評価条件として、評定を取得している。	港務局及び東京港建設事務所は、評定品の梁貫通孔補強材を使用する際、梁貫通孔補強に伴うチェンクリスを新たに作成した。また、これを用いて、梁貫通孔の位置が図示されているか、技術評価条件に適合しているかを、設計と施工いずれの段階でも確認、照合するよう、令和3年3月26日に建築鋼構担当課長から各監督員に通知した。【2-7】 協及び所は、令和3年3月19日開催の局内建築課長代理の会、同年1月10日開催の局内工務担当課長代理の会において、指摘改善及び再発防止の取組について周知徹底を図った。【2-二】
しかしながら、本契約では次の不適切な点が認められた。 ① 構造設計指針・同解説（東京都港務局）では、構造図面は構造計算結果の検証とこれに基づく設計者の判断を具体化するものであるとされている。場合によっては、設計者はその位置等の条件が技術評価条件に適合することを確認の上、決定する必要がある。このため、評定品を使用する既設の一部となった梁貫通孔の位置も図示することが必要である。しかしながら、本契約の構造図面を見ると、評定品の梁貫通孔補強材を使用することが明示されていない。このため、当該梁貫通孔補強材が技術評価条件に従って使用できるかどうか不明である。構造図面には、技術評価条件に従って、評定品を使用することが分かるように、梁貫通孔の位置を図示するべきである。	② 工事記録写真を見ると、当該梁貫通孔補強材の技術評価条件に従わずに、柱面から梁せい以上離れていない位置において、当該梁貫通孔補強材を使用している箇所が認められた。このため、改めて当該梁貫通孔補強材の効果を検討せず、構造計算を行ったところ、建築物の安全性は確保できたが、評定品を使用する場合は、その技術評価条件に従って使用するべきである。局は、梁貫通孔補強の設計及び施工を適切に行われたい。
梁貫通孔補強の設計及び施工を適切に行うべきもの	港務局

東京消防庁 石綿除去工事の設計を適切に行うべきもの	東京消防庁は、工事請負契約により、石綿を含有する内装仕上げ塗材（以下「石綿含有塗材」という。）の除去工事を行っている。 ところで、石綿含有塗材の除去においては、工具を用いて削り取る工法や剥離剤を用いた工法など、除去作業の工法（以下「工法」という。）が複数存在しており、各工法は、施工費用並びに作業員の安全性に関わる作業環境及び工期設定に関わる作業効率などが異なっている。 しかつて、施工段階における有効な工法の実効性を担保し、工法に相応した費用を算出するためには、設計において十分な検討を行うことが重要であり、この検討を踏まえて選択した工法を特記仕様書や設計図面（以下「特記仕様書等」という。）に明記し、特記仕様書等に基づいた費用を積算する必要がある。 しかしながら、設計における検討状況を確認すると、工法に関する検討書が存在しないなど、設計において工法の検討が行われていないため、次の不適切な点が認められた。 ① 特記仕様書等に具体的な工法が明記されていない。 ② 具体的な工法が記載されていない書面で見積りを依頼し、かつ工法の内容が不明であるなど、妥当性の検討ができない見積書を複数見積算している。 施工段階においては、適切な工法を用いた石綿除去工事が実施されているものの、設計段階における具体的な工法の検討を十分に行わないことは適切でない。 庁は、石綿除去工事の設計を適切に行われない。	建設工務部は、設計段階において石綿除去の具体的な工法の検討を十分に行うとともに、特記仕様書の記載内容や見積内容の妥当性を確認するため、新たに石綿除去工事の工法検討資料及び工法検討チェックリストを作成し、令和3年4月以降の設計委託案件からこれを活用し再発防止に努めている。 【2-エ】 建設課は、令和3年工事監査指針を令和3年4月26日に開催し、課内職員に対し指摘趣旨及び再発防止の取組について周知徹底を図った。 【2-エ】
91 交通局 特殊入孔の構造計算を適正に行うべきもの	交通局は、工事請負契約により、地下鉄改良工事における特殊入孔を含まれた下水道修設工事を行っている。 ところで、下水道局特殊入孔構造計算の手引きでは、特殊入孔は真壁、側壁、底版の各部材で構成された構造物であり、各部材に作用する荷重に対して、適切に耐力保持できるように部材の構造計算を行うことと定めている。 しかしながら、本契約の設計図面に於いて見ると、国道15号の直下約70cmの位置に特殊入孔を築造するが、真壁を支持する側壁4面のうち2面には大きな開口があるにもかかわらず、開口が無いものとして部材の構造計算を行っているため、国道15号を通行する自動車荷重など、特殊入孔に作用する荷重に対して耐力保持できる設計となっていない。 監査日（令和3年1月19日）現在、特殊入孔の施工には着手していないものの、再度構造計算を実施した結果、以下のように特殊入孔の構造を変更する必要があることが判明した。 ① 側壁開口上部を壁構造から梁構造に変更 ② 側壁開口部の範囲を変更 局は、特殊入孔の構造計算を適正に行われない。	建設工務部は、特殊入孔の構造の再計算の結果に基づき特殊入孔に作用する荷重に対して鉄筋量を増やすなど適切に耐力保持できる構造に変更することとを令和3年11月5日付けで受注者に対して通知した。 また、令和3年12月15日付けで、履行期限を令和3年12月17日から令和5年3月11日までに変更した。 【1-エ】 建設工務部は、設計・積算におけるチェックリストに埋設物工事に関する設計項目を追加し、令和4年1月以降の設計完了時及び工事起工時から活用している。 【2-ウ】 建設工務部は、令和3年6月4日に設計担当者に対して工事監査指針事項の周知及び特殊入孔の構造計算に関する研修を実施し、再発防止の徹底を図った。 【2-エ】
90 交通局 構造物撤去の工法選定を適切に行うべきもの	交通局は、工事請負契約により、地下鉄改良を目的として、構造物の撤去を行っている。 このうち、地下鉄駅舎通風口の土床版の撤去について見ると、近接する電線共同溝等の地下埋設物への損傷防止を理由として、狭小な場所での施工が可能なら、土床版を撤去するものとして行っている。 しかしながら、本契約の設計図面を見ると、土床版と地下埋設物との離隔は十分に確保されていることから損傷するおそれがないため、より安面で、作業時間も短いワイヤーロープ工での施工が可能である。 このため、積算額が過大なものとなっている。 局は、構造物撤去の工法選定を適切に行われない。	建設工務部は、現地の離隔を確認し、ワイヤーロープ工法からクレーン・ロープ工法に変更することを令和3年11月29日付設計図書変更通知にて受注者宛てに通知した。 【1-エ】 建設工務部は、積算におけるチェックリストに構造物撤去工に関する項目を追加し、令和4年1月以降の設計時及び工事起工時から活用している。 【2-ウ】 建設工務部は、令和3年6月4日に設計担当者に対して、工事監査指針事項である構造物撤去の工法設定に関する研修を実施し、再発防止の徹底を図った。 【2-エ】
92 交通局 構造物撤去の工法選定を適切に行うべきもの	交通局は、工事請負契約により、地下鉄改良を目的として、構造物の撤去を行っている。 このうち、地下鉄駅舎通風口の土床版の撤去について見ると、近接する電線共同溝等の地下埋設物への損傷防止を理由として、狭小な場所での施工が可能なら、土床版を撤去するものとして行っている。 しかしながら、本契約の設計図面を見ると、土床版と地下埋設物との離隔は十分に確保されていることから損傷するおそれがないため、より安面で、作業時間も短いワイヤーロープ工での施工が可能である。 このため、積算額が過大なものとなっている。 局は、構造物撤去の工法選定を適切に行われない。	建設工務部は、現地の離隔を確認し、ワイヤーロープ工法からクレーン・ロープ工法に変更することを令和3年11月29日付設計図書変更通知にて受注者宛てに通知した。 【1-エ】 建設工務部は、積算におけるチェックリストに構造物撤去工に関する項目を追加し、令和4年1月以降の設計時及び工事起工時から活用している。 【2-ウ】 建設工務部は、令和3年6月4日に設計担当者に対して、工事監査指針事項である構造物撤去の工法設定に関する研修を実施し、再発防止の徹底を図った。 【2-エ】

93	交通局	あと施工ア ンカーの設 計及び品質 管理を適切 に行うべき もの	交通局は、工事請負契約により、プ ラットホームにホームドアを設置する ため、既設ホームスラブを補強する工 事を行っている。設計図面及び施工計 画書を見ると、次の点が認められた。 ① ホームスラブを補強するために設 置する支柱のすれ止めとして、あと施 工アンカーを使用しているが、すれ止 めの構造計算を行わず他路線の補強工 事で使用したものと同じ規格（アン カーボルトの直径）のあと施工アン カーをそのまま本工事でも使用して いる。当現場の条件で構造計算を行っ ていないため耐久性及び経済性を確認で きない。また、あと施工アンカーの埋込 み長さを上部約60mm、下部100mm と設定しているが、その根拠が不明で あるため耐久性を確認できない。この ため、監査後に構造計算及び引抜試験 を実施したところ、あと施工アンカー の安全性は確認できたが、アンカーボ ルトの直径を小さくできることが判明 し、積算額が過大なものとなっている。 ② 局土木工事標準仕様書では、受注 者は工事の施工に当たっては、施工計 画書に示される作業手順に従い施工 し、品質及び出来形が設計図書に適合 するよう、十分な施工管理をしなければ ならないと定めている。しかしながら ら、本契約の施工計画書を見ると、あ と施工アンカーの引抜試験等の品質管 理方法について記載されておらず、施 工管理記録もないため、あと施工アン カーの強度が確認できない。 局は、あと施工アンカーの設計及び 品質管理を適切に行われたい。	建設工務部は、アンカーボルトの構 造計算及び引抜き試験の結果に基づき 直径をD19からD16に変更するこ とについて、令和3年5月14日付交 更設計にて受注者宛てに通知した。ま た、あと施工アンカーの品質管理につ いて、令和3年9月13日付施工計画 書に追加し、施工している。【一 エ】 建設工務部は、土木工事におけるあ と施工アンカーの設計、施工に関し て鉄道総合技術研究所及び土木学会 の基準を適用するよう令和3年12月 13日付で設計委託標準仕様書の改 正及び土木工事特記仕様書作成要領の 一部改正（令和4年1月1日施行）を 行った。【二エ】 建設工務部は、あと施工アンカーの 設計及び品質管理を適切に実施するた めに、令和3年12月13日付通知文 にて改正した設計委託標準仕様書及び 土木工事特記仕様書作成要領につい て、関係職員に周知徹底を行った。 【二エ】
			水道局は、工事請負契約により、浄 水施設の整備を土木工事及び建築工事 の合併工事で行っている。 このうち、建築工事の積算について 見ると、令和元年6月1日付局積算標 準単価を適用すべきところ、誤って、 平成30年10月1日付局積算標準単 価で積算が行われている。このため、 積算額が過少なものとなっている。 このことについて局は、建築用積算 ソフトにおいて、標準単価を直近のも のに入れ替える作業を行っていたが、 専門職以外の職員が作業を行って おり、操作方法の習熟が不十分であっ たことなどから、適用すべき単価に入 れ替わらなかったとしている。 しかしながら、当該建築用積算ソフ トの操作方法是、マニュアルに具体的 に記載されており、マニュアルを読ん だ上で操作すれば、適用すべき単価へ の入替は適正に行えたはずである。 さらに、局は、入替作業後の内訳書 に記載されている単価が単価表に掲載 される適用すべき単価と一致している かを確認していない。 局は、浄水施設における建築工事の 積算を適正に行われたい。	多摩水道改革推進本部施設部は、専 門外の職員でも適用すべき単価への入 替えを適正に行えるよう、令和3年 11月30日に積算チェックリストを 改正し、建築用積算ソフトで単価を入 れ替える作業の注意事項及び適用すべ き単価と一致しているかを確認する項 目を追加した。【二エ】 施設部設計課は、令和3年11月 26日の課内会議において、また、施 設部は、令和4年2月2日の建設部設 計・工務課長代理会議において、それ ぞれ、指前内容、改築策、及び単価入 替え作業の注意事項について周知徹 底を図った。 局は、令和4年1月21日付けで、 局内に対し監査結果を通知し、指前事 項の周知徹底及び注意喚起を行った。 【二エ】
			浄水施設に おける建築 工事の積算 を適正に行 うべきもの	

1	水道局	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	
---	-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

95	水道局	外壁仕上げ 工事の設計 及び施工を 適切に行う べきもの	水道局は、工事請負契約により、板 橋区北公園内外3か所において、板 橋区防災用応急給水施設の改良工事を 行っている。このうち、3か所の応急 給水機連環において、浸水対策を目的 として出入口扉を防水扉に取り替えて おり、これに伴い周囲の外壁仕上げ工 事を行っている。 ところで、局標準仕様書によれば、 外壁タイルはモルタル等の下地面に張 り付けることになっており、下地の塗 装は不要である。工事写真により、扉 周囲の外壁の仕上げを確認したところ 、3か所全てで、建具まわりに充填 したモルタルに、つや合成樹脂エポ キシジョイントを塗装した上にタイル を張り付けており、適切でない。こ のため、発注図書を確認したところ 、設計図面及び特記仕様書の塗装工 事の項目において、外壁の仕上げをつ や合成樹脂エポキシジョイント塗 装としているが、特記仕様書のタイル 工事の項目では、外壁タイル張りを指 定していた。これは、外壁の仕上げに ついて、異なる2種類が指定されてお り、発注図書に齟齬が生じていたこと になる。 局によれば、工事着手後、受注者か ら塗装の施工箇所についての質疑があ ったため、現場担当者が設計担当者 に確認をしたところ、設計担当者はタ イルの下に塗装するよう回答した。こ れを受け、現場担当者はモルタル下地 面に塗装を施した上にタイルを張り付 けるよう、受注者に指示したとすること である。 これらのことは、設計担当者及び理 場担当者が、外壁の仕上げについて十 分に理解しておらず、また、専門外の 職員で建築工事に不慣れであり、タイル 工事の施工方法を把握していなかった ことから、生じたものである。 局は、外壁仕上げ工事の設計及び施 工を適切に行われたい。	北部支所は、本工事の震災対策用応 急現場にて打音及び目視でタイル張り の状況を確認したところ、タイルの浮 きやひび割れ等の異常が生じていない ため、現場の是正は不要と判断した。 北部支所は、震災対策用応急給水施 設の改良工事においては、局標準仕様 書を十分確認するとともに、専門外の 職員でもタイルや塗装工事の設計及び 施工を適切に行えるための確認項目を 記載した重点項目（チェックリスト） を新たに作成した。職員が、設計内容 さらに、専門外の職員が生じた場合は、建 設費等にヒアリングを行い、調査、確 認を徹底することを中心項目に明記し た。【二エ】 給水部は、令和3年11月18日の 課長代理会議で、本事例の指前内容及 び再発防止の取組について周知徹底を 図った。令和4年1月21日付けで、 局内に対し監査結果を通知し、指前事 項の周知徹底及び注意喚起を行った。 【二エ】
			水道局は、工事請負契約により、板 橋区北公園内外3か所において、板 橋区防災用応急給水施設の改良工事を 行っている。このうち、3か所の応急 給水機連環において、浸水対策を目的 として出入口扉を防水扉に取り替えて おり、これに伴い周囲の外壁仕上げ工 事を行っている。 ところで、局標準仕様書によれば、 外壁タイルはモルタル等の下地面に張 り付けることになっており、下地の塗 装は不要である。工事写真により、扉 周囲の外壁の仕上げを確認したところ 、3か所全てで、建具まわりに充填 したモルタルに、つや合成樹脂エポ キシジョイントを塗装した上にタイル を張り付けており、適切でない。こ のため、発注図書を確認したところ 、設計図面及び特記仕様書の塗装工 事の項目において、外壁の仕上げをつ や合成樹脂エポキシジョイント塗 装としているが、特記仕様書のタイル 工事の項目では、外壁タイル張りを指 定していた。これは、外壁の仕上げに ついて、異なる2種類が指定されてお り、発注図書に齟齬が生じていたこと になる。 局によれば、工事着手後、受注者か ら塗装の施工箇所についての質疑があ ったため、現場担当者が設計担当者 に確認をしたところ、設計担当者はタ イルの下に塗装するよう回答した。こ れを受け、現場担当者はモルタル下地 面に塗装を施した上にタイルを張り付 けるよう、受注者に指示したとすること である。 これらのことは、設計担当者及び理 場担当者が、外壁の仕上げについて十 分に理解しておらず、また、専門外の 職員で建築工事に不慣れであり、タイル 工事の施工方法を把握していなかった ことから、生じたものである。 局は、外壁仕上げ工事の設計及び施 工を適切に行われたい。	北部支所は、本工事の震災対策用応 急現場にて打音及び目視でタイル張り の状況を確認したところ、タイルの浮 きやひび割れ等の異常が生じていない ため、現場の是正は不要と判断した。 北部支所は、震災対策用応急給水施 設の改良工事においては、局標準仕様 書を十分確認するとともに、専門外の 職員でもタイルや塗装工事の設計及び 施工を適切に行えるための確認項目を 記載した重点項目（チェックリスト） を新たに作成した。職員が、設計内容 さらに、専門外の職員が生じた場合は、建 設費等にヒアリングを行い、調査、確 認を徹底することを中心項目に明記し た。【二エ】 給水部は、令和3年11月18日の 課長代理会議で、本事例の指前内容及 び再発防止の取組について周知徹底を 図った。令和4年1月21日付けで、 局内に対し監査結果を通知し、指前事 項の周知徹底及び注意喚起を行った。 【二エ】
			水道局は、工事請負契約により、板 橋区北公園内外3か所において、板 橋区防災用応急給水施設の改良工事を 行っている。このうち、3か所の応急 給水機連環において、浸水対策を目的 として出入口扉を防水扉に取り替えて おり、これに伴い周囲の外壁仕上げ工 事を行っている。 ところで、局標準仕様書によれば、 外壁タイルはモルタル等の下地面に張 り付けることになっており、下地の塗 装は不要である。工事写真により、扉 周囲の外壁の仕上げを確認したところ 、3か所全てで、建具まわりに充填 したモルタルに、つや合成樹脂エポ キシジョイントを塗装した上にタイル を張り付けており、適切でない。こ のため、発注図書を確認したところ 、設計図面及び特記仕様書の塗装工 事の項目において、外壁の仕上げをつ や合成樹脂エポキシジョイント塗 装としているが、特記仕様書のタイル 工事の項目では、外壁タイル張りを指 定していた。これは、外壁の仕上げに ついて、異なる2種類が指定されてお り、発注図書に齟齬が生じていたこと になる。 局によれば、工事着手後、受注者か ら塗装の施工箇所についての質疑があ ったため、現場担当者が設計担当者 に確認をしたところ、設計担当者はタ イルの下に塗装するよう回答した。こ れを受け、現場担当者はモルタル下地 面に塗装を施した上にタイルを張り付 けるよう、受注者に指示したとすること である。 これらのことは、設計担当者及び理 場担当者が、外壁の仕上げについて十 分に理解しておらず、また、専門外の 職員で建築工事に不慣れであり、タイル 工事の施工方法を把握していなかった ことから、生じたものである。 局は、外壁仕上げ工事の設計及び施 工を適切に行われたい。	北部支所は、本工事の震災対策用応 急現場にて打音及び目視でタイル張り の状況を確認したところ、タイルの浮 きやひび割れ等の異常が生じていない ため、現場の是正は不要と判断した。 北部支所は、震災対策用応急給水施 設の改良工事においては、局標準仕様 書を十分確認するとともに、専門外の 職員でもタイルや塗装工事の設計及び 施工を適切に行えるための確認項目を 記載した重点項目（チェックリスト） を新たに作成した。職員が、設計内容 さらに、専門外の職員が生じた場合は、建 設費等にヒアリングを行い、調査、確 認を徹底することを中心項目に明記し た。【二エ】 給水部は、令和3年11月18日の 課長代理会議で、本事例の指前内容及 び再発防止の取組について周知徹底を 図った。令和4年1月21日付けで、 局内に対し監査結果を通知し、指前事 項の周知徹底及び注意喚起を行った。 【二エ】

下水道局	道路規制に伴う復旧の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	下水道局は、工事請負契約により、道路に埋設されているを付化した下水道管等の再構築や耐震化を行っていた。このうち、下水道管の取替えにおいては、道路を掘削し、埋設されていた管、路床と路床土で埋戻し、舗装を行い、道路を復旧するものであるところでは、各契約を見ると、次のとおりであった。 ア 道路復旧材料の品質管理について 局土木工事施工管理基準では、品質管理は、公道の場合は各道路管理者の基準によると定められており、新宿区馬場下町、戸塚町一丁目付近再構築その2工事の道路管理者の道路占用手要綱では、埋戻しの土及び路盤材料は、現場で締固め度試験（以下「試験」という。）を行い、アスファルト舗装については、採取したコアにより試験まで試験を行い、完了の検査を受けるものとしていた。また、工事記録の確認は、写真等によって行うこととし、写真撮影は、「工事記録写真撮影基準（東京都建設局）」に準拠し、試験の状況は十分確認できるものとしており、現場で採取したコアと試験を実施したコアが同一であることを確認するため、コアの採取状況を全数量撮影することとしている。 しかしながら、新宿区馬場下町、戸塚町一丁目付近再構築その2工事の品質管理について見ると、次の不適正な点が認められた。 ① 路床及び路床の埋戻しの土は、施工計画書に試験内容が記載されているものの、試験が実施されていない。 ② 路盤材料は、施工計画書に試験内容が記載されておらず、試験も実施されていない。 ③ アスファルト舗装は、試験を実施していないものの、コアの採取状況の写真がないため、現場で採取したコアと試験を実施したコアが同一であるか確認できない。 イ 埋戻しの施工管理について 局標準仕様書では、受注者は埋戻しに当たり、路床は一面の仕上がり厚300mm以下を基本として、十分締め固めながら、埋め戻さなければならないと定めている。 しかしながら、中央区日本橋茅場町二丁目、日本橋二丁目付近道路耐震化工事の工事記録写真について見ると、路床について 一面の仕上がり厚が300mm以下であること及び十分締め固めながら埋め戻したことを確認できる写真が撮影されていない。 監査日（令和3年6月22日）現在、舗装の落ち込みや破損はないものの、各基準に基づき適正に施工管理する必要がある。 局は、道路の復旧に伴う施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。
1	2	指検の穴について、西部第一下水道事務所建設課は、工事契約後、受注者への巡回指示書において、道路管理者の定める要領に従い、適切に復旧工事の施工及び締固め度試験等を実施することを明記し、受注者へ指示することとした。 指検の穴について、中部下水道事務所建設課は、施工計画書のチェックリストに「埋戻しの写真撮影」に係る項目を追加し、チェック機能の強化を図った。また、現場確認時に、埋戻し写真の撮影状況を担当監督員に加え、副監督員により複数チェックすることとした。 【2-ウ1】 中部下水道事務所建設課は、令和3年8月16日に課内会議を、令和3年12月20日に再構築推進課と合同で、道路掘削に伴う復旧の施工管理について職場研修を実施した。 西部第一下水道事務所建設課は、令和3年8月17日に課内会議を、令和3年10月25日に開催し、その他の事務を含む建設部門全体の課長級職員に本事例及び再発防止対策を周知することにより、建設部門全体への再発防止対策の展開を図った。 局は、工事監査の指検に係るフォローアップ研修を令和3年12月3日に実施した。 これらの研修等により、当該指検の背景及び再発防止策を実務担当者等に理解させ、道路復旧に伴う施工管理の強化を図った。【2-エ】

教育庁 変圧器の設計を適切に行うべきもの	教育庁は、工事請負契約により、高等学校の空調設備の増設に伴い、不足する電圧を確保するため、高圧変電設備の改修等を行っている。既設抽入変圧器4台のうち1台を更新することとしている。 しかしながら、更新する変圧器について見ると、技術上の特段の必要性が無いにもかかわらず、抽入変圧器に比べ高価なモジュール変圧器を使用している。このため、積算額が過大なものとなっている。 行は、変圧器の設計を適切に行わたい。	監修課は、変圧器の選定に際して、設計時に使用する既存のチェッキングリストに変圧器に関する項目を新たに追加し、令和3年4月以降の起工案件から活用し、設計書のりん議時に担当者に変圧器の選定根拠を再確認するなど再発防止を図っている。【2-エ】 令和3年3月16日は、課長代理会議を令和3年3月16日に開催し、指橋事項を報告するとともに、変圧器更新時の選定について慎重を期すことを周知した。 監修課は、同日、課内職員に変圧器の選定機種のチェッキング強化とチェッキングリストの活用について周知した。【2-エ】
1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	教職員研修センターは、令和3年度の雨水貯留槽等の汚泥の運搬及び処分について、庁が所管する他の施設と同様に、建物管理業務委託とは別に、産業廃棄物処理委託契約を締結して、また、令和4年1月5日に令和4年度建物管理業務委託の仕様書を改定して、産業廃棄物処理の適正化を図った。【2-イ】 教職員研修センターは、令和3年4月19日開催の企画部会において指橋内容について周知し、再発防止を図った。【2-エ】
1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	教育庁は、東京都教職員研修センター建物管理業務委託により、庁舎の維持管理及び設備点検等を行っている。 ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、また、その産業廃棄物の運搬及び処分を他人に委託する場合には、収集運搬業者又は処分業者にそれぞれ委託しなければならないと定められている。 しかしながら、本契約の雨水貯留槽等清掃時に発生した汚泥の処理について見ると、庁が別に産業廃棄物処理委託契約を締結して産業廃棄物管理票（ヤニフエースト）を交付すべきところを委託者が行を排出事業者として交付していることが認められた。汚泥の収集運搬及び処分は許可業者により処理されたものの、庁が産業廃棄物処理委託契約を締結していないことは適正でない。庁は、産業廃棄物の処理を適正に行わたい。

【意見・要望事項】

番号	対象局		事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	(団体)	措置区分			
99	建設局		道路整備及 び維持管理 における総 合治水対策 について	建設局は、工事請負契約により、街路の築造、路面補修、道路設計及び道路集水ますの機能維持を行っている。ところで、東京都豪雨対策基本方針（改定）（以下「基本方針」といふ。）では、総合治水対策の一環として神田川流域などにおいて、流域自治体が共同して流域別計画を策定し、公共施設を対象に雨水流出抑制施設を設置することとしている。この基本方針で示されている道路、学校、公園等の公共施設を効果的に進めていくため、都市整備局は公共施設における一時貯留施設等の設置に係る技術指針（以下「技術指針」といふ。）を策定している。そこで、各契約の設計図書等について見ると、次の点が認められた。 ① 基本方針では、公共施設において流域対策として道路の雨水流出抑制施設の設置を推進するとし、技術指針では、箱型型水音等に対応するため、道路浸透ますは、設置箇所の適否について、地下水位が低く、雨水が浸透しやすい地盤であるか、またどの程度の効果があるかなどを検討し、できる限り設置することが望ましいとされている。しかしながら、道路浸透ます設置についてでの検討を行わないまま従前と同様の浸透機能のない雨水集水ますとしている。 ② 技術指針では、浸透施設の管理者は、流出抑制機能を持するために清掃等の維持管理を行うとされ、適切な維持管理を実施していくため、施設台帳、維持管理マニュアル及び維持管理チェックリストを作成し、点検作業の頻度、機能低下時の対応、維持管理体制や、点検、清掃及び補修など維持管理記録を保管するよう努めるとしている。しかしながら、所管する道路浸透ますの維持管理は、他の雨水集水ますと同様に通常の道路巡回により点検し、異常が見られた場合に对应するとしており、施設台帳、維持管理チェックリストはあるものの、技術指針を考慮した維持管理マニュアルが作成されていない。 局は、複数の事務所において総合治水対策に基づく設計や維持管理が行われていなかったことを踏まえ、今後、基本方針に基づいた雨水流出抑制施設の設置についての検討、及び技術指針に基づいた維持管理マニュアルの整備を行うことが望まれる。	道路管理課は、各建設事務所補修課が出席する道路維持に関する検討会を令和3年12月24日に開催し、維持ますの点検頻度等、維持管理上の課題に關する意見交換を行った。令和4年3月末までに維持管理マニュアルを策定した。【1ーエ】 総務部は、令和3年12月17日付通知文により、指摘趣旨である基本方針等に基づいた雨水流出抑制施設の設置検討と維持管理マニュアルの整備について、改めて局内周知を行った。【2ーエ】

100	港湾局		港湾工事に おける協会 基準及び見 積りを用い た積算方法 について	港湾局は、工事請負契約により、施設の老朽化対策や地震・津波、高潮対策を目的として防溺堤や護岸の補強工事を進上から行っている。この契約の設計書の代価明細表について見ると、鋼管杭回転圧入工法や鋼管矢板圧入工法を用いる作業において、船舶と機械の使用日数について、次の点が認められた。 ① 鋼管杭回転圧入作業の積算において、海上で船舶と機械を一通の作業として使用することから、船舶と機械の使用日数は積算上同じとすべきである。しかしながら、鋼管杭回転圧入機本体の供用日数は、局基準がないため施工実績のある会社から取得した見積書を採用し、一方で、圧入機に鋼管パイプを供給するクレーン付台船等は、東京港内における海上工事の局積算基準を採用した結果、圧入機本体とクレーン付台船等の使用日数が異なっている。 ② 鋼管矢板圧入作業の積算において、局基準がない鋼管矢板圧入機本体及び局基準のあるクレーン付台船等の使用日数について、協会基準を採用した結果、局積算基準における船舶の供用日数と異なっている。 これら供用日数に整合が行われていないことにより、東京港内で行う圧入工法などの特殊な海上工事について、積算額にばらつきが生じるおそれがある。 局は、港湾工事における協会基準及び見積りを用いた積算方法について検討が望まれる。	東京港建設事務所は、全国圧入協会に鋼管杭回転圧入機本体及び鋼管矢板圧入機本体の供用日数の実態調査を依頼し、局積算基準の供用日数1.65で整合を図れることが確認できたため、令和3年9月7日の技術課題検討会議にはかり局内統一することとした。【2ーリ】 令和4年1月20日付「令和3年工事監査の指摘と今後の再発防止について」の通知文により、指摘趣旨及び鋼管矢板圧入機本体の供用日数について、局積算基準を採用するよう局内周知するとともに局ポータルサイトにおいても重ねて周知を図った。【2ーエ】

1	2
ア	エ
イ	オ
ウ	カ
ク	キ
ケ	コ
⑤	⑥

101	港湾局	排水ポンプの基礎ボルトの施工方法について	港湾局は、工事請負契約により、新たに建設する排水機場において排水ポンプの設置を行っている。ところで、港湾局機械工事仕様書（以下「仕様書」という。）によれば、各機器の主要な基礎ボルトや主要な鋼製梁台の基礎ボルトは、原則として構造物の鉄筋に溶接又は結着することとしている。このため、仕様書により施工を行った場合、排水ポンプの設置に關わる基礎ボルトは、構造物の鉄筋に溶接又は結着が必要となる。 一方、局設計基準・同解説においては、排水ポンプの設計に当たって、排水ポンプ設備技術基準・同解説（平成27年2月 河川ポンプ施設技術協会）（以下「ポンプ設備基準」という。）に準拠することとなっている。耐震計算方法では、排水ポンプの耐震計算方法として、箱置き穴に基礎ボルトを埋め込む場合について例示しており、本契約では、この例にならって耐震計算を行い施工されていることが認められた。 ポンプ設備基準に基づき施工されていることから、安全性は確保されているものの、基礎ボルトは仕様書の記載と異なり構造物の鉄筋に溶接又は結着されていない。 このことから、今後の排水ポンプ等の施工においても仕様書の記載と異なる局は、排水ポンプの基礎ボルトの施工方法について、仕様書に適用範囲を例示する等の見直しの検討が望まれる。

【令和2年度公営企業各会計決算審査】			
【指摘事項】			
番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約
102	港湾局	措置区分	議じた措置の概要

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

